

第4章 計画における新たな取り組み

| 新たな取り組み | 新たな取り組みの背景・概要 |
|--|---|
| <p>地区福祉活動座談会 ～地域福祉の明日を考える！～</p> <p>→22ページ 第5章 具体的な取り組み I-1-(1) ①「地区福祉活動座談会の開催」参照</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○「いくつになっても、住みなれた地域で元気で自分らしく暮らしたい」これは市民みんなの願いです。 ○この願いを実現するためには、地域の社会資源が縦割りで断片的にサービスを提供するのではなく、地域におけるニーズや実態を把握するとともに、必要な情報を地域と関係者が共有し役割分担していくことが求められます。 ○地区社協・福まち関係者と地域内の関係機関・団体関係者等が一堂に会する「座談会」を市・区・地区が一体となり札幌市内全地区での開催を進めます。 |
| <p>地域福祉トータルケアモデル事業 ～地域におけるネットワークを進めます！～</p> <p>→22ページ 第5章 具体的な取り組み I-1-(1) ③「地域福祉トータルケアモデル事業の実施」参照</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○都市部では高齢者人口、認知症高齢者、高齢者ひとり暮らし世帯・高齢夫婦のみ世帯等が増加しており、介護保険サービスのみならず、地域での助け合い、支え合いの推進・支援がますます必要とされています。 ○モデル地区を全市で1地区指定し、住みなれた地域で、できる限り要介護状態にならない予防の取り組み、見守りやゴミ出し、金銭管理などの生活支援サービスの充実を図るための支援を推進します。 |
| <p>見守り・訪問活動強化事業 ～全市に広げよう 「声かけの輪」！～</p> <p>→26ページ 第5章 具体的な取り組み I-2-(1) ⑦「見守り・訪問活動強化事業の実施」参照</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢夫婦世帯が急増するとともに、このような世帯の札幌市外からの転入者も増加しています。 ○これらの方々への「見守り・訪問活動」を強化し地域での孤立死、虐待、消費者被害などの予防・早期発見の仕組みづくりを、市・区・地区社協が一体となり目指します。 ○毎月3日を「見守り・訪問の日」として活動の啓発日として定めます。 |
| <p>地区福まち拠点活性化事業 ～活動拠点の有効活用を進めます！～</p> <p>→26ページ 第5章 具体的な取り組み I-2-(2) ⑦「地区福まち拠点活性化事業の実施」参照</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○現在、地区福まちの拠点は89カ所中64カ所に整備されておりますが、その取り組みは、地区の実情においてまちまちであり、そのスペースを有効活用できていない地区もみられるのが現状です。 ○地区福まちの拠点が、「よろず相談所」としての相談体制を整備し、情報発信やニーズ把握機能を高めて、より市民に近い存在となるための支援を市・区社協が一体となり推進します。 |

| 新たな取り組み | 新たな取り組みの背景・概要 |
|---|---|
| <p>ふれあい・いきいきサロン縁結び事業 ～ふれあい・いきいきサロンの輪を拡げます！～</p> <p>→30ページ 第5章 具体的な取り組み I-3 ②「ふれあい・いきいきサロン縁結び事業の実施」参照</p> | <p>○人間関係の希薄化、ひとり暮らし世帯等の増加により、人と人とがふれあう機会づくり、高齢者、障がい者、子育て家庭等の交流を促進することがますます求められています。</p> <p>○地域の学校や商店街の空き店舗等を活用し、単位町内会など、より住民に身近な地域でのふれあい・いきいきサロンの開設につながるための支援を市・区社協が一体となり推進します。</p> |
| <p>災害時地域支え合い普及・啓発事業 ～災害時の支え合いの心を広めます！～</p> <p>→36ページ 第5章 具体的な取り組み I-5-(3) ③「災害時地域支え合い普及・啓発事業の実施」参照</p> | <p>○東日本大震災や台風等による地震や豪雨などの大災害が頻発しております。今回の災害や過去の災害からも、普段から、災害に備えての防災・減災についての基本的知識や隣近所のお付き合いが災害時の助け合い・支え合いに繋がるのが教訓として残されています。</p> <p>○札幌市には、震度6以上の地震を誘発する潜伏活断層が存在しており、いつ襲ってくるかわからない大規模災害に備えて、出前及び集合型研修を開始し、災害時から平時の見守り活動への参加者層の拡大を図ります。</p> |
| <p>成年後見制度を支える市民後見人の養成に向けた調査研究事業 ～成年後見制度の理解を広めます！～</p> <p>→40ページ 第5章 具体的な取り組み II-1-(2) ②「成年後見制度を支える市民後見人の養成に向けた調査研究事業」参照</p> | <p>○認知症高齢者等の判断能力が低下した方の、権利や財産を守るために、成年後見制度の活用が望まれます。</p> <p>○成年後見制度は、本人の身上監護や、日常生活における契約や費用の支払いなどに関することを、本人に代わって成年後見人等が支援します。</p> <p>○認知症高齢者等の急増に対応していくために、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見制度に理解がある「市民後見人」の養成の必要性について、調査・研究を行い、札幌市における権利擁護を推進します。</p> |